

聖路加国際病院医療安全監査委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、聖路加国際病院医療安全監査委員会（以下「委員会」という）に関し必要な事項を定めるものとする。

(体制)

第2条 委員会は、理事長が設置する。

(審議事項)

第3条 委員会は、病院の医療の安全の確保に関し、次の事項を行う。

- (1) 医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の業務の状況について病院の管理者（以下「院長」という）等から報告を求め、又は必要に応じて自ら確認を実施すること。
- (2) 必要に応じ、病院の開設者又は院長に対し、医療に係る安全管理についての是正措置を講ずるよう意見を表明すること。
- (3) 上記（1）及び（2）に基づき、その結果を病院に公表させること。

(委員)

第4条 委員の数は5名とし、委員長及び委員の半数を超える者は、病院と利害関係のない者から選任する。委員長及び委員は病院運営会議の議を経て、理事長が委嘱する。

- 2 前項に規定する利害関係のない者とは、次に掲げる条件を満たす者とする。
 - (1) 過去10年以内に病院と雇用関係にないこと。
 - (2) 委員に属する年度を含む過去3年度の期間において、年間50万円を超える額の寄付金・契約金等（監査委員会に係る費用を除く。）を病院から受領していないこと。
- 3 第1項に規定する利害関係のない者には、次に掲げる者を含むものとする。
 - (1) 医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者
 - (2) 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者（上記に掲げる者を除く）
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員の名簿及び委員の選定理由について、これらの事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出し、病院ホームページに公表する。

(委員会の運営)

第5条 委員会は年2回以上委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、委員会に病院関係者の出席を求め、資

料の提出および説明、その他必要な協力を求めるものとする。

3 委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。

4 委員会の意見は、出席者の過半数の賛成をもって決する。可否同数の場合は、委員長が決する。

(報告)

第6条 委員長は、第3条の審議結果を理事長に報告しなければならない。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、QIセンターとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て行う。

附 則

1. この規程は、2019年9月1日から施行する。

2. 改定：2022年4月25日（第2条・体制追加、以下条文繰り下げ、第3条・審議事項、第4条・委員、第5条・委員会の運営、第6条・報告追加、以下条文繰り下げ、第8条・改廃、附則）

3. 改定：2023年4月1日（第2条・体制、第4条・委員、第6条・報告）